

相模原市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成15年2月12日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成16年10月28日

相模原市監査委員 小野澤武久

同 栗原 勤

同 稲垣 稔

同 菅原康行

平成15年2月12日実施の事務監査の結果に基づく措置の公表

- 1 監査対象事務
放置自転車等防止対策及び違法駐車等防止対策について
- 2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日
平成15年2月12日
- 3 市長から措置を講じた旨の通知があった日
平成16年10月22日
- 4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容
(1) 都市部駐車場対策課所管事務

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 市営有料自転車駐車場のうち、橋本駅北口第1自転車駐車場等の利用率が低い駐車場については、利用率の向上を図られたい。</p> <p>そのほか、市営有料自転車駐車場全体の問題として盗難(年間170件程度発生)防止等の防犯対策の充実、定期利用手続きの簡素・迅速化、回数券の導入、駐車場への誘導看板設置等、利用者の利便向上について検討されたい。</p> <p>(2) 駅周辺における市営自転車駐車場の整備には用地確保に困難性がある中で、民間自転車駐車場の整備促進は有効な施策である。しかし、平成10年度以降、民間自転車駐車場整備助成制度を利用した整備実績がないので、今後、助成制度の利用促進に努められたい。</p>	<p>(1) 市営自転車駐車場の利用促進策としては、指定地域放置防止監視員等による自転車駐車場への誘導、案内チラシの配布とともに、平成15年度作成した「自転車駐車場案内パンフレット」を本庁及び各出張所にて配布し、利用率の向上に努めております。</p> <p>盗難防止策としては、防犯カメラの設置を行っており、平成15年度に淵野辺駅南口第1自転車駐車場ほか3施設へ設置したほか、平成16年度に4施設、平成17年度には3施設に設置する予定となっております。</p> <p>定期利用手続き及び迅速化等については、平成16年度、全市営自転車駐車場に定期利用券の自動更新機を導入する予定となっております。</p> <p>駐車場への誘導看板につきましては、平成15年度に淵野辺駅北口に放置禁止区域の表示も兼ねた誘導看板を設置しました。今後は、状況に応じて設置してまいります。</p> <p>(2) 平成15年度に、相模大野駅周辺において民間事業者が設置した自転車駐車場2か所(駐車台数・計500台)に対して整備補助を行いました。</p> <p>今後も、民間自転車駐車場助成制度の利用促進に努めてまいります。</p>

<p>(3) 平成13年度に、維持管理費補助金及び利子補給金を支給した民間自転車駐車場15箇所のうち、利用率が50パーセント未満のものが4箇所ある。そのうち、20パーセント未満のものも1箇所ある。補助目的及び補助効果が十分に達成されるよう、それらの駐車場の利用率向上に向けた指導等をされたい。</p> <p>(4) 無料自転車駐車場において、廃棄バイクの放置、民間企業の広告等の張り紙、雑草の繁茂が見受けられた。無料自転車駐車場の管理は、社団法人相模原市シルバー人材センターに委託しているが、管理の徹底を指導されたい。</p> <p>(5) 現地調査で、放置禁止区域に隣接する道路に自転車等が集中して放置されている箇所、放置禁止区域内において新設道路の開通で通行経路が変更となり通行量がほとんどない箇所等を確認した。 規制行政である放置防止対策を円滑に執行するためには、放置禁止区域の定期的な現状把握と適時・適切な見直しを図られたい。</p>	<p>(3) 補助金を交付している民間事業者に対しては、機会を捉えて利用率向上を図るよう働きかけています。 また、駅周辺において自転車整理指導員が放置自転車に貼る啓発札に民間事業者の自転車駐車場を表示することや平成15年度に作成し、配布している「自転車駐車場案内パンフレット」に当該民間事業者の自転車駐車場を記載したことにより、本市としても、それらの自転車駐車場の利用促進を側面から支援しております。</p> <p>(4) 無料自転車駐車場の管理については、従来までの定期的な巡回に併せ、管理を委託しているシルバー人材センターからの連絡体制を強化し、廃棄された自転車やバイク、民間企業の広告等の張り紙等への迅速な対応に努めております。</p> <p>(5) 放置禁止区域及びその周辺における自転車放置状況については、自転車等放置防止指導員からの情報提供により常に把握するよう努めております。また、市民等からの通報により把握する場合があります。 その中で、平成15年度には淵野辺駅北口周辺において、平成16年4月1日には相模大野駅周辺において、それぞれ放置禁止区域の追加変更を行いました。 今後につきましても現状把握に努め、適時、適切な見直しを進めてまいります。</p>
---	--

(6) 現地調査で、放置禁止区域を示す標識について、欠損、倒壊、区域図の錯誤、落書きの放置等管理が不十分な事例を確認した。標識は、放置禁止区域を明示する最も基本的な手段であり、放置自転車等の移動、保管、処分等の一連の規制行政を円滑に執行するためには、放置禁止区域である旨等の正確な情報提供が不可欠である。

標識台帳を整備するとともに、放置禁止区域内を日々巡回し業務執行している自転車整理指導員による状況確認、不具合箇所の発見、市への通報等の標識のチェック体制を充実し、標識の適正管理の徹底に努められたい。

また、器物損壊行為に対しては告訴を行う等、財産管理上からも厳正な対処をされたい。

(7) 市政に関する世論調査や自転車対策基本計画策定に先立って実施したアンケート調査の結果では、「移動作業の徹底」が放置防止対策の上位に位置している。

新聞報道によると、他の自治体の中には、放置自転車等の移動作業を毎日行うことで、放置自転車等の解消を目指しているところもある。

本市においても、他の自治体の事例を参考として、移動作業の毎日実施について検討されたい。

(8) 放置自転車等の移動作業の強化には、保管所の収容能力向上が不可欠である。

保管所の現地調査で、保管期間(2箇月間)を超えて長期間にわたり保管している盗難自転車等を確認した。

盗難自転車等の保管は、スペースの占領のみならず、保管中の毀損事故等に係る市の管理責任発生の可能性もあるため、警察において引き取りに向けた方策を講じるように要請されたい。

(6) 平成14年度末に改めて自転車等放置禁止区域の標識台帳を再整備するとともに、自転車整理指導員や自転車等放置防止指導員による随時の確認を行い、標識の適正な管理に努めています。

(7) 移動作業は放置の抑制に大きな効果があります。

そこで、平成15年度には、相模大野駅北口などで連続8日間に及ぶ長期の連続移動を実施したほか、地域の状況に応じた弾力的な移動作業を実施し、効果をあげております。

平成16年度にも、橋本駅南口や相模大野駅北口等において、連続3日から4日間の移動作業を実施しております。

今後も、啓発活動はもとより、移動作業の効果的な実施により更なる放置抑制に努めてまいります。

(8) 放置された自転車や原動機付自転車で、保管所へ移動したもののうち、警察に盗難届が出されている自転車や原動機付自転車については、警察との協議が整い、平成15年4月より警察署による引取りが実現しました。

(9) 町田駅南口、小田急相模原駅及び相武台前駅北口の放置禁止区域は、それぞれ、町田市又は座間市の放置禁止区域と接している。このため、これらの隣接市と同時期に啓発活動や放置自転車等の移動作業を実施する等、連携体制の強化による放置防止対策の実効性の向上を図られたい。

(10) 従来より、市長への手紙、市政に関する世論調査、自転車駐車場利用者等へのアンケート調査等において、市民等の意識、要望等を把握してきたが、適切な放置防止対策の推進のため、パブリックコメント（意見提出）の手法の導入等、引き続き広聴による市民等のニーズの把握に努められたい。

(9) 撤去費用を改定した際に、町田市や座間市に協力を依頼しました。

その結果、これまでの撤去における費用負担の格差などを解消するため、平成16年7月1日より、座間市及び町田市において、条例を改正し、本市と同額の移動・保管費用を徴収することとなりました。

また、小田急相模原駅では、座間市の啓発イベントにあわせ、本市でも人員を配置し同日に啓発を行いました。

今後も、相互に協力し、放置防止対策が確実に実行されるよう、関係の強化に努めていきます。

(10) 放置防止対策の推進に関する広聴の手法につきましては、まず、平成13年度に策定した自転車対策基本計画でアンケート等を行い、今後の方針についての参考にした経緯がございます。

平成15年度10月に市が行った「相模原市市民満足度調査」において、全ての市営有料自転車駐車場及び放置自転車等の保管所において、放置自転車対策をはじめとする自転車対策全般について、広く意見をいただきました。

また、平成14年度から地域別の自転車対策連絡協議会を4駅（橋本駅、相模大野駅、小田急相模原駅、東林間駅）について組織し、各委員の方から様々なご意見をいただいています。

そのほか、日常的には、「私の提案」やeメール等により、広くご意見をいただいております。

今後も引き続き、このような広聴媒体を利用して、より多くの市民の方々からご意見をいただけるよう努めてまいります。

(11) 市民、自転車利用者等の放置自転車等問題に対する意識高揚をより積極的に図っていくためには、市民、自治会、商店会等の地域関係団体、警察等の関係機関、鉄道事業者等と一体となった啓発活動が重要である。

他の自治体の中には、これらの関係者の街頭活動等への参加による地域ぐるみの啓発活動を展開しているところもあり、本市においても、直接的な街頭活動である一斉啓発活動に、道路管理者、交通安全課等の庁内関係各課の参加はもとより、これらの関係者の参加を求め、全市的な啓発活動を展開されたい。

(12) 自転車利用が多い高校生等の生徒・児童に対し、現在、放置防止に関する啓発活動は実施されていないが、教育委員会、交通安全課等と連携し、学校教育の場においての自転車等放置防止に関する啓発活動を早急に実施されたい。

(11) 毎年、10月に行っている一斉啓発活動におきましては、警察、鉄道事業者と連携し、自動二輪車の取り締まり、電車での啓発放送や駅構内でのポスターの掲示等を撤去活動とあわせて行っております。

平成15年度は新たに違法駐車防止キャンペーンに参加し、自治会、交通安全母の会等と啓発活動を行いました。

平成16年5月31日には市、警察、交通安全協会等交通安全関係団体が参加した放置自転車防止キャンペーンを実施しました。

また、平成16年9月20日にも、秋の全国交通安全運動に先駆け約250名が参加して相模大野駅周辺で行われた交通安全・防犯キャンペーンの中で放置自転車の啓発活動を行っております。

今後も様々な機会をとらえて啓発活動を行ってまいります。

(12) 高校生を対象とした交通安全教室については、平成15年度から開始し、平成15年度には14校、平成16年度には5校(9月末現在)で実施しました。

小・中学校の児童・生徒を対象にした交通安全教室は、従来から市の交通安全課(現 交通・地域安全課)において実施しております。

今後は、自転車駐車場案内パンフレット(放置禁止区域等についても記載)の配布等も含め、交通・地域安全課と引き続き連携をとりながら、学校を対象とした啓発活動を行ってまいります。

(13) 市営自動車駐車場は、違法駐車車両の受け皿として、違法駐車等防止対策を円滑に推進するためには不可欠のものである。

市営自動車駐車場では、違法駐車等防止条例の施行に併せて、30分で150円の料金体系を導入したが、最近の民間自動車駐車場の中には、料金設定が20分100円の施設が見受けられる。更に、30分100円の施設も出現している。

このような状況を踏まえ、近隣民間駐車場についての実態把握を行い、利用率向上のため、市営自動車駐車場の料金改定について検討された。

(14) 民間自動車駐車場整備に係る助成制度を利用した施設について、利用率向上のため、指導等に努められた。

(13) 市営自動車駐車場の料金改定については、道路法第24条の2には、「付近の駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。」と規定されていることから、市営自動車駐車場4か所に近接している駐車場整備地区内に設置されている民間自動車駐車場の実態調査(平成16年3月)を実施し、駐車料金の現状把握を行いました。

その調査結果では、現行の市営自動車駐車場の基本料金30分ごとに150円と比較すると、市営自動車駐車場より、低廉な料金設定をしている民間自動車駐車場は、全体で78箇所中31箇所の約40%でした。

このような結果を踏まえ、今後につきましては、民間自動車駐車場の市場価格や動向等の実態把握に努めるとともに、民間自動車駐車場との料金バランスを考慮のうえ、適正かつ公平な料金改定について検討を加えてまいります。

(14) 民間自動車駐車場の整備助成制度については、平成4年4月の制度創設以来、現在まで、5件の補助金や利子補給金の交付実績がございます。

この5か所の民間駐車場が建設されたことによりまして、合わせて800台程度の駐車スペースが確保され、市民や来街者の利便性の向上や駐車対策が促進されたものと認識しております。

利用率の向上については、補助対象施設に対し、これまで料金体系の見直しや駐車場マップのパンフレット等で駐車場のPRなどを行い、利用促進に努めるよう指導や助言を実施してまいりました。

今後につきましても、補助対象施設の有効活用が図られるよう事業者との連携を密にし、利用状況報告書等による実態把握に努め、適正な指導や助言を行うことにより、利用率の向上に努めてまいります。

(15) 違法駐車等は、民間事業者（商業施設、娯楽施設等）の営業活動に起因するものが相当程度あるといえる。駐車場への誘導策として、一部において駐車場回数券の提供・チケットバックの実施等の手段が講じられているが、こうした手段が多く取り入れられるよう、民間事業者に積極的に働きかけさせたい。

また、違法駐車等の解消に向けた共通認識の醸成や、地域に密着した定期的かつ継続的で実践的な啓発活動の展開のため、自治会、商店会、交通安全関係団体等との一層の連携強化に努められたい。

(15) 路上駐車対策としては、市営自動車駐車場の有効活用を図るため、これまで様々な施策を展開してまいりました。具体には、平成11年10月から、違法駐車等の防止に関する条例の施行に伴い、市営自動車駐車場の料金の徴収区分を変更し、現行の30分までごとに150円へと改定しました。加えて、平成14年度には、利用時間を午後11時から12時まで延長するとともに、夜間料金を1,500円から1,000円に変更するなど駐車対策や利用促進策を実施してまいりました。平成15年4月には、回数駐車券の割引率を最大17.4%から20.0%へ引き上げるにより、駐車場利用者や事業者の利便性の向上に努めました。

また、近隣の商業施設や娯楽施設等へ駐車サービス実施の働きかけ等を行うなど、違法駐車等の解消にも努めてまいりました。

更に、地域との連携につきましては、交通安全課（現交通・地域安全課）が主管する「違法駐車防止対策会議」に市営自動車駐車場の管理者として出席し、地元自治会、商店会及び警察等と協議をするなど、違法駐車対策の推進に地域と連携して努めているところでございます。

今後とも、市営自動車駐車場の利便性の向上に努めてまいります。

(2) 市民部交通・地域安全課所管事務

<p>(1) 市が設置した看板は、本市の違法駐車等防止対策を多くの人々に周知させその理解と協力を得て、同対策を円滑に執行するために、正確な情報を提供するものでなければならない。</p> <p>このため、違法駐車等防止啓発員が重点区域内で巡回啓発の際に看板の現状をチェックし、落書き等を含む不具合箇所を発見した場合の通報を制度化すること等により、看板の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 違法駐車等防止啓発員による、各重点区域における啓発活動は、約5日に1日の割合で行い、かつ、平日のみの実施となっている。</p> <p>今回の現地調査で、各重点区域における休日(日曜日)の違法駐車等の台数が平日を上回ることを確認したので、「市民の安全で良好な生活環境の保持」(違法駐車等防止条例の目的)を目指し、休日における啓発活動についても取り組まれたい。</p> <p>(3) 違法駐車等防止啓発員による啓発活動は、広範囲な重点区域を巡回して行われているため、効果が希薄となっている。啓発効果の持続化・最大化のために、一定期間集中的な実施、警察の取締りと連携した実施等の啓発方法の工夫と、違法駐車等防止啓発員の増員について検討されたい。</p>	<p>(1) 違法駐車等防止啓発員の巡回活動報告については、1か月ごとに報告をさせておりましたが、状況把握を的確にし、迅速に対応するために、原則1週間を単位に口頭報告するように改めたほか、看板の不具合発見については、直ちに連絡させる体制といたしました。</p> <p>(2) 違法駐車等防止啓発員による啓発活動については、平成15年度から土・日曜日・祝日にも実施いたしました。</p> <p>平成16年度においては、各地区を1週間単位での集中的啓発 駐輪防止のキャンペーンと連動して警察の協力による取締り等、効果的な対策を実施しております。</p> <p>(3) 平成16年5月及び9月に警察や市担当課(駐車場対策課、道路管理課、道路補修課等)と合同で打合せ会議を開催しました。</p> <p>更に商店街と合同で現地診断を実施し、その診断に基づき、取締りやキャンペーン等効果的な対策を講じております。</p> <p>具体的には、平成16年6月にはJR相模原駅周辺の氷川町通りでキャンペーン及び集中取締り、9月には小田急相模大野駅において駐車防止と駐輪防止のキャンペーン、10月にはJR橋本駅において違法駐車防止及び集中取締りを実施しました。</p> <p>また、平成16年度の違法駐車等防止啓発員による活動日を昨年度より12日間(236日から248日)増加いたしました。</p>
---	---

(4) 市の違法駐車等防止対策の取組みに対し、警察の厳格な取締りによるバックアップが望まれるものであり、同対策の効果を高めるために、警察との一層の連携協力の体制づくりに努められたい。

(5) 違法駐車等は、民間事業者（商業施設、娯楽施設等）の営業活動に起因するものが相当程度あるといえる。駐車場への誘導策として、一部において駐車場回数券の提供・チケットバックの実施等の手段が講じられているが、こうした手段が多く取り入れられるよう、民間事業者に積極的に働きかけされたい。

また、違法駐車等の解消に向けた共通認識の醸成や、地域に密着した定期的かつ継続的で実践的な啓発活動の展開のため、自治会、商店会、交通安全関係団体等との一層の連携強化に努められたい。

(4) 平成 16 年の道路交通法改正に併せ、5 月及び 9 月に警察や市担当課（駐車場対策課、道路管理課、道路補修課等）と合同の打合せ会議を開催いたしました。

更に商店街と合同で現地診断を実施し、その診断に基づき、交通取締りのあり方や道路規制を検討しております。

また、JR 橋本駅、相模原駅、及び小田急相模大野駅を重点に集中取締りやキャンペーン等効果的な対策を講じ連携を強めてまいります。

(5) 違法駐車防止対策として、毎年、違法駐車防止対策会議、違法駐車防止キャンペーンを実施して、商店街や地域の協力を要請しております。更に、事業者等の協力を要請したいと考えております。

また、警察と共同で、駐車実態検証を実施し、5 月及び 9 月に開催した違法駐車防止対策会議においてその結果を発表し、より効率的な対応策を検討しております。

啓発活動の実施に当たっては、地域、警察、交通関係諸団体（交通安全協会等）が一体となって実施しております。今後とも更に連携を強めて実施してまいります。